

駒ヶ根市こども計画（素案）の概要について

R7.5.27 定例教育委員会資料

市では、平成27年度から令和6年度まで、2期にわたり「駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、こども施策の取り組みを推進してきました。

令和7年度を始期とする本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、子ども子育て支援法に基づく「駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画」に「こども・若者育成支援推進施策・成育医療等に関する計画の一部」を含めた、こどもに関する各種計画を一体的に策定したものとなります。

第1章 計画策定の概要

第1章では、計画策定にあたっての基本的な要件を示す章とし、策定の趣旨、位置づけ、計画期間などの基本的事項や、策定の対象や背景などについてまとめます。

1. 計画策定の趣旨

本計画は、「第2期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画」の改定に合わせて、こども基本法に定める6つの基本理念と、こども大綱に定める6つの基本方針を最大限考慮して策定します。

こども・若者、子育て家庭に対する各種施策の方針について「駒ヶ根市第5次総合計画」を中心に福祉・保健等の個別に定める計画と整合・連携し、こどもの権利保障やこども・子育て施策を総合的・計画的に推進するための計画に位置づけます。

2. 計画の構成

本計画は、国の「こども大綱」と長野県の「長野県子ども・若者支援総合計画」を勘案し、策定義務である子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法、子ども・若者育成支援推進法に基づく計画・施策等その他の関連法・計画を一体・包含した計画とし、関係する個別計画とも整合・連携して策定しています。

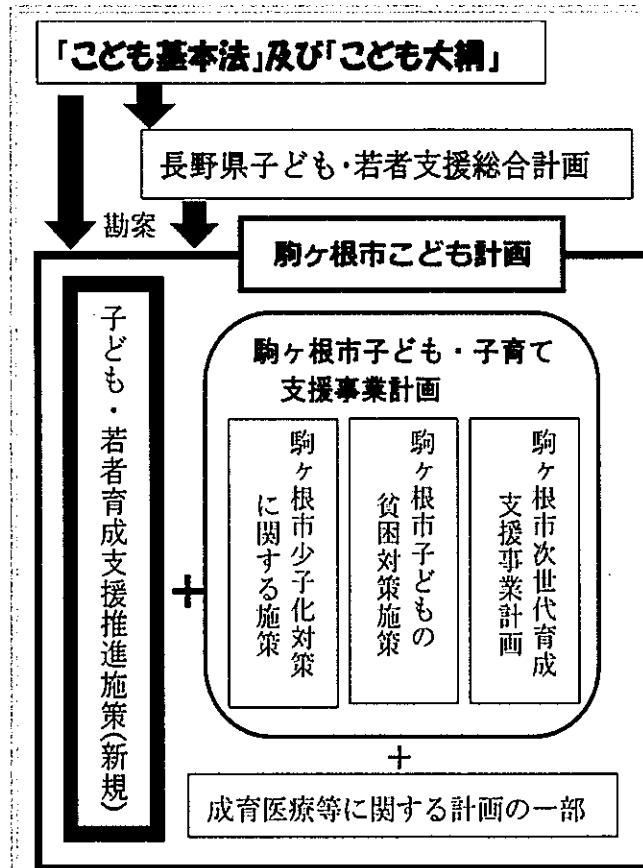
3. 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

4. 計画の対象者

本計画の対象は、こども・若者、子育て中の保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等とします。この計画における「こども」とは以下のとおりです。

- ①概ね18歳までのこども
- ②妊娠中の母親がいる家庭を含む子育て家庭
- ③30歳未満の若者（取組によっては40歳未満）



第2章 こども・若者と子育て家庭を取り巻く駒ヶ根市の現状

第2章では、各種の統計データや資料から、人口や世帯、さまざまな駒ヶ根市のこどもや家庭の状況などの推移を数値やグラフで示します。

また、こども計画策定の基礎資料とするための「駒ヶ根市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」及び「こども・若者の生活や少子化等に関する調査」の結果と集計概要についてまとめます。

1. 統計データからみた駒ヶ根市の現状

国勢調査や駒ヶ根市の各種統計資料等により、第2期子ども・子育て支援事業計画期間や、国勢調査実施年、年齢別等により、子育て環境を中心に表示・分析しています。

2. アンケート結果などからみた駒ヶ根市の現状

こどもや子育て家庭、若者など意識や生活環境、子育てサービスの利用状況等を把握し、調査結果を重要事項として、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施します。

主要・重要な調査結果について、数値・表により掲載し、内容や傾向について解説します。

調査種類	対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
子ども・子育て支援に関する調査	就学前児童の保護者	930人	673人	72.4%
	小学生の保護者	1,151人	841人	73.1%
こども・若者の生活や少子化調査	13歳～39歳（無作為抽出）	2,000人	545人	27.3%

※調査票については、保育園・幼稚園、小中学校からの配布及び郵送、回答はインターネット回答、学校等への提出及び郵送で回収しました。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、こども計画における各種こども施策や、取り組みを進めていくための基本理念や考え方、策定の視点を体系図で示します。

1. 計画の基本理念

育つよろこび 育てるしあわせ 内から育つ子も親も

第1期子ども・子育て支援事業計画から“内から育つ、ひたむきなこども”を育てることを目指して基本理念を定めており、今回のこども計画においてもこの願いは変わらず基本理念を継承します。

2. こども施策を策定するための基本的な考え方

こども大綱に示される6つの基本方針を基に、本計画策定における基本的な考え方を示します。

3. こども施策を策定するための視点

こども施策に関する重要事項について、「こども大綱」と同様にこども・若者の視点に立ち、ライフステージを通じた施策、ライフステージ別の施策、子育て当事者への施策で構成します。

施策の視点1：切れ目ない支援を継続して行うためのライフステージを通じたこども・若者施策
施策の視点2：成長に応じた重点的なライフステージ別のこども・若者施策
施策の視点3：子育て家庭や子育て当事者の支援に関する施策

4. 計画の体系図・・・【次ページ掲載】

第4章 施策の展開

第4章では、駒ヶ根市が計画期間中において、こども・若者を取り巻く現状や調査結果などを基に、これから本計画で取り組みを進めていく、こどもに関する施策についての方向性や取り組みについて、次の体系図により示します。

基本理念	施策の視点	施策の内容	施策の項目
育つよるこび 育てるしあわせ 肉から育つ子ども親も	1 切れ目ない支援を継続して行うための ライフステージを通したこども・若者施策	(1)こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有	①こども基本法などのこどもの権利の周知 ②こども・若者の意見聴取と施策反映 ③教育・養育におけるこどもの権利の理解促進
		(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	①遊びや体験活動の推進 ②スポーツ活動の推進 ③こどものためのまちづくり
		(3)切れ目のない保健・医療・福祉・教育の支援	①健やかな成育の推進 ②食育の推進
		(4)貧困対策	①教育の支援 ②保護者の就労支援 ③経済的負担の軽減
		(5)障がいのあるこども・医療的ケア児などへの支援	①関係機関と連携した支援体制 ②特別支援教育 ③就園・就学支援や保護者相談
		(6)児童虐待など、困難な状況にいるこどもの支援	①児童虐待防止対策とヤングケアラー支援 ②社会的養護が必要なこどもへの支援
		(7)こども・若者の自殺や犯罪などから守る取組	①こどものSOSと自殺対策 ②性犯罪・性暴力、インターネット犯罪対策 ③安全を守る地域ぐるみの取組
	2 成長に応じた重点的な こども・若者施策	(1)誕生前から幼児期まで	①妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期の健康づくり支援 ②こどもの成長の保障と遊びの充実
		(2)学童期・思春期	①安心して過ごす学べる質の高い学校教育 ②いじめ防止と不登校支援 ③地域活動を通した地域子育て ④心身の健康やこころのケアの充実 ⑤こどもの居場所づくり ⑥キャリア意識の醸成
		(3)青年期	①就労支援による経済的基盤の安定 ②結婚希望や結婚に伴う新生活支援 ③若者やその家族に対する相談支援
	3 子育て家庭や子育て当事者の支援に関する施策	(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減	①経済的負担の軽減 ②子育て世代への住宅取得支援
		(2)地域子育て支援、家庭教育支援	①子育てに関する相談や支援体制 ②子育て支援事業の利用促進 ③保護者に対する家庭教育支援・相談支援
		(3)共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	①長時間労働の是正や働き方改革 ②女性と男性がともにキャリアアップと子育てが両立できる環境整備
		(4)ひとり親家庭への支援	①学習・生活・経済的支援 ②保護者の就労支援

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

第5章では、平成27年度以降2期にわたり推進してきた子ども・子育て支援法に基づく法定計画である「第3期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画」（こども計画に包含）として実行するための量の見込みや実績、提供体制や方向性について記載します。

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では本計画では「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、区域ごとに量の見込みや確保の内容や方針等を定めることとされています。

教育・保育の提供区域は、社会的、地理的条件や保護者の移動実態、保育園・幼稚園の整備状況・利用実態、保育ニーズなどを勘案し、全市域で教育・保育の提供を行うため、市内全域を1つの提供区域と定めます。また、地域子ども・子育て支援事業も、市内全域を1つの提供区域と定めます。

2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

子ども・子育て支援法により5年ごとのニーズ調査の結果や、これまでの各事業実績等を勘案して「教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業等」について量を見込みます。

3. こどもの人数の将来推計

こども施策を策定するうえで重要な値となる、計画期間のこどもの人数の将来推計値を示します。

4. 教育・保育の量の見込みと提供体制

保育園・幼稚園に関係する園児数や施設数について量を見込みます。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

第2期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画から継続する事業や新たに位置づけられた新規事業と合わせた法定19事業についての量を見込んでいます。

第6章 計画の推進に向けて

第6章では、計画を推進していくための周知や連携体制、進捗管理についてまとめています。

1. 計画の周知・啓発

この計画の周知・啓発を、こども・若者や子育て家庭が必要とする支援やサービス、相談の場に少しでも早くつながることができるようになるためのきっかけとして位置づけます。

「こども」に対しては、保護者や周囲の大人が異変にいち早く気がつくことができるように、支援する事業者や民間団体などにもこの計画を知ってもらえるよう、周知・広報に努めます。

2. 推進・連携体制の構築

子育て支援事業は、教育分野だけでなく、医療や保健、福祉分野などを含めた行政全体が関係しますが、庁内各部署の連携だけでなく、県や近隣市町村、関係機関、民間団体、ボランティアなどとも連携する場面もあるため、日頃から良好な関係づくりに努めます。

3. 計画の進捗管理（PDCAサイクル）

この計画における取組は、PDCAサイクルを活用して、適切に実施されているか、想定される成果が出ているかなどを、定期的にチェックすることとします。

資料編 【策定経過、子ども・子育て会議設置条例、会議委員名簿、用語説明】

今後のスケジュール（予定）

- ・5月：子ども・子育て会議及び定例教育委員会で「駒ヶ根市こども計画（素案）」について協議
- ・6月：議会全員協議会で「駒ヶ根市こども計画（案）」について説明
- ・7月：議会終了後「駒ヶ根市こども計画（案）」についてパブリックコメントを実施
- ・8月：子ども・子育て会議及び定例教育委員会で「駒ヶ根市こども計画」について最終協議
- ・9月：議会全員協議会で「駒ヶ根市こども計画」について報告